

事 務 連 絡

平成 28 年 3 月 18 日

都道府県教育委員会施設主管課長
指定都市教育委員会施設主管課長
殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長

建築基準法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号並びに同法第 12 条の 3 第 3 項
第 1 号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者について

標記について、国土交通省より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

については、貴職が管理する建築物等の定期点検（建築基準法第 12 条第 2 項又は第 4 項に基づく点検。）を、貴庁に所属する職員等で建築物等の維持保全に関して 2 年以上の実務を有する者に行わせようとする場合は、別添の事務連絡を参考として、適切に資格者証の交付を受けるようお願いいたします。

このことについて、各都道府県教育委員会施設担当課におかれては域内の市町村教育委員会（特定行政庁である市町村に限る。）に対して周知するようお願いいたします。

本件に関する問合せ先

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課環境施設企画係

TEL:03-5253-4111 内線:2288（窪田）

事 務 連 絡

平成28年3月10日

中央官庁営繕担当課長 殿
各都道府県建築主務部長 殿
大臣官房官庁営繕部計画課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築基準法第12条の2第1項第1号並びに同法第12条の3第3項
第1号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者について

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）附則第2条第1項の規定に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の2第1項第1号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者並びに同法第12条の3第3項第1号（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者について、平成28年国土交通省告示第483号（以下「告示」という。）により定めたところですが、その運用方針について、下記のとおり取り扱うことといたしましたのでご連絡します。

貴職におかれましては、定期点検の対象となる建築物等を管理する部局との情報共有を図るとともに、管下の特定行政庁等に対しても、この旨を周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 告示第2及び第4に規定する者（国等の建築物等の維持保全に関して2年以上の実務の経験を有する者）について

告示第2及び第4に規定する者については、申請により資格者証の交付を受けることで定期点検を行うことができることとします。ただし、交付を行う際には、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の18の規定に基づき、交付する資格者証に、以下のとおり条件を付すこととしております。

① 点検することができる建築物又は建築設備等は、申請者の所属する組織が所有するもので、次のいずれにも該当しないものに限り（別紙参照）。

- ・ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第16条第1項各号に規定する建築物
- ・ 建築基準法施行令第16条第3項第1号に規定する昇降機
- ・ 建築基準法施行令第16条第3項第2号に規定する防火設備
- ・ 建築基準法施行令第138条の3に規定する準用工作物

② 交付する資格者証は、申請者が、自身の所属する組織の職員でなくなる場合においては、返納いただくことを想定しております。

2. 告示第1第1号及び第3第1号に規定する者（建築基準適合判定資格者）について

建築基準適合判定資格者については、当該資格者が、申請により資格者証の交付を受けることで、定期点検を行うことができることとします。

3. 一級建築士及び二級建築士について

一級建築士及び二級建築士については、資格者証の交付を受けることなく定期点検を行うことができるため、上記1. 又は2. に基づく資格者証の交付を受ける必要はありません。

4. 資格者証の申請について

上記1. 又は2. に基づく資格者証の交付申請に関する手続き等については、後日、あらためてご連絡いたします。

1. 建築基準法施行令第16条第1項各号に規定する建築物※1

	対 象 用 途	規 模 等
(1)	○劇場 ○映画館 ○演芸場	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合 ③ 主階が1階にない場合 ④ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合
(2)	○観覧場（屋外観覧場は除く。） ○公会堂 ○集会場	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合 ③ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合
(3)	○病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。） ○旅館、ホテル ○共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。） ○寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） ○就寝用途の児童福祉施設等 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの※2 ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所※3	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合※4 ③ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合
(4)※5	○体育館 ○博物館 ○美術館 ○図書館 ○ボーリング場 ○スキー場 ○スケート場 ○水泳場 ○スポーツの練習場	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合
(5)	○百貨店 ○マーケット ○展示場 ○キャバレー ○カフェ ○ナイトクラブ ○バー ○ダンスホール ○遊技場 ○公衆浴場 ○待合 ○料理店 ○飲食店 ○物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が500㎡以上の場合 ③ 当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合 ④ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合

※1 避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの。

※2 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。

※3 利用者の就寝の用に供するものに限る。

※4 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。

※5 学校に附属するものを除く。

2. 建築基準法施行令第16条第3項に規定する昇降機及び防火設備並びに同令第138条の3に規定する準用工作物

	種 別	対 象
(1)	昇降機	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（フロアタイプのものに限る。） ※いずれも住戸内のみを昇降するものを除く。 ※労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーター（労働基準法別表第1第1号から第5号に掲げる工場等に設置されているものうち一般公衆の用に供されていないもの。）のうち、同令第12条第1項第6号に該当するもの（積載荷重が1トン以上のもの。）を除く。
(2)	防火設備	① 1. に該当する建築物に設けられる防火設備 ② 以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備 ・病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） ・共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。） ・寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） ・就寝用途の児童福祉施設等 ※外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。
(3)	準用工作物	観光用エレベーター、観光用エスカレーター、遊戯施設